

平成21・20年度は、滋賀県介護支援専門員連絡協議会に入会している会員につきましては、会費の徴収をしておりません。

甲賀湖南介護支援専門員連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、甲賀湖南介護支援専門員連絡協議会という。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員のネットワーク化を図ることにより、自立支援を基本とした介護支援の業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的に賛同する甲賀市・湖南市内に住所または勤務先を有する介護支援専門員および介護支援専門員実務研修受講試験合格者であって、実務研修を終了予定の者をもって構成する。

2 本会は、前項に掲げる者(以下「正会員」という。)のほか、本会の目的に賛同し、本会が特に入会を認めた者を準会員とする。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、1年分の会費を添えて、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 甲賀・湖南地域と県の協議会の会員となるものについては、会費の額は、1年あたり6,000円とし、うち5,000円を県の協議会の会費とする。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合には、本会を退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 正当な理由がなく前条に規定する会費を2年以上納入しなかったとき。

2 前項第1号の規程により退会する場合は、役員会に書面によりその旨を申し出なければならない。

(除名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけ、または規約および倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。この場合において、当該当会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 組織

(組織)

第9条 本会に各旧町単位の理事を置く。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人ないし1人 |
| (3) 理事 | 10人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |
| (5) 庶務および会計 | 1人 |

(役員を選出)

第11条 本会の役員は、会員の中から会員の互選により選出する。

- 1 役員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行うものとする。

(世話人の選出)

第11条の2 滋賀県介護支援専門員連絡協議会の世話人は役員会で推薦し、総会に計り決定する。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事を除く役員は、役員会において会務の執行を協議決定する。
- 4 庶務および会計は、役員のうち各1名をもって充てる。
- 5 監事は、会務を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、1年とする。ただし再任をさまたげない。

- 2 補欠として選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任の役員が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

第5章 会議

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は年1回開催する。ただし、役員会が認めたときは、臨時に開くことができる。
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会の議長は、会議に出席した正会員の中から選出する。

5 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
- (2) 事業および決算報告に関する事項
- (3) 前2号に掲げるほか、本会の運営に関する重要な事項

(定足数および議決)

第16条 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 会議の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数の時は議長が決する。

3 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状を提出することにより出席したものとみなす。

(役員会)

第17条 役員会は、役員をもって組織し、会長が召集し、その議長となる。

2 役員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 会員の入会に関する事項
- (3) 会務の運営に関する事項
- (4) 前3号に掲げるほか、本会の円滑な運営に資する事項

3 役員会は、必要に応じて、随時開催することができる。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第20条 本会の収支は、毎年度監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

第7章 規約の変更及び委任

(規約の改正)

第21条 この規約を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第22条 この規約に定めるほか、本会の運営について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この規約は、平成11年12月14日から施行する。

1 平成11年12月14日から平成12年3月31日までの会費にあっては、第6条第2項の規程にかかわらず、2,500円とする。

1 設立総会において選出された役員の任期は、次の総会までとする。

附則

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

1 この規約は、平成16年5月11日から施行する。

1 この規約は、平成17年5月21日から施行する。

1 この規約は、平成18年5月 日から施行する。